商工会議所会員の皆様へ

2014年3月31日以降始期版

新ロングコース	基本コース	ロングコース
30%割引	51%割引	約33%割引

全国商工会議所の休業補償プラン

ナイスパートナー

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険

もしも 貴社で働く従業員や皆様自身(会社経営者・個人事業主等)が
大ケガや重い病気で長期療養が必要となり

働けなくなってしまったら?

社長! もしも従業員が精神疾患やがん等で働けない場合の会社の損失手当てはしていますか?

増加するメンタルヘルス不調への対策が **重要な課題** に!

経営悪化の可能性も **生産力低下** や **風評被害** のリスク…

労災リスクに対する「企業防衛」は経営者の重要な責任です。

一括告知方式を採用の場合、**代表者のお手続きで全員加入が可能です!**

ご加入内容に関する大切なお知らせ 現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

今回更新いただく本保険につきまして、補償内容に一部改定があります。補償内容の主な改定点は本パンフレットに記載のとおりとなりますので、ご確認ください。その他ご不明な点等がございましたら、ご加入いただいている代理店にお問い合わせください。

日本商工会議所

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

信頼の商工会議所の制度、だから安心。

ご加入方法 法人加入・個人加入いずれもOK！

手続きは簡単!! 加入時の医師の診査は原則不要。

保険期間 平成26年3月31日午後4時～平成27年3月31日午後4時

募集期間 平成26年1月1日～平成26年2月末

中途加入は毎月受付中! | **お申し込み月の翌月末日の午前0時の保険開始**でご加入いただけます。

1 ご加入にあたっては「加入依頼書兼告知書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、（団体宛としてください。）ご提出ください。
役員・従業員をとりまとめ、法人や個人事業主が同一の指定口座（法人名の口座等）から、複数人数分を引き落とす場合、口座振替依頼書は1部ご提出いただければ結構です。毎月末日保険開始でご加入いただけます。各月の締切については、取扱代理店にお問い合わせください。

2 「掛金」（保険料＋制度維持費）は保険開始月の翌月より毎月27日（金融期間の休業日である場合には、翌営業日）に引落しとなります。なお、通帳には「MBS.カイギショ」「MBS」等と記帳されます。

3 現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・改定後の補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。ただし記載の保険料は、ご加入者数が10,000人以上の場合の金額です。ご加入者数が9,999人以下となった場合には保険料を修正させていただきます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。なお、保険料は、保険期間開始時点の年齢および割引率等により再計算されたものとなります。ただし、所得補償保険において被保険者の年齢・事故の発生状況等によっては、更新いただけない場合がございます。

法人会員の皆様におかれましては、貴社が保険料を負担する方法と、貴社から従業員様に本制度の「仕組み」を提供し、従業員様が個別で加入（保険料負担は従業員様）する方法の2通りがあります。仮に、貴社が保険料を負担しなくても、本制度の「仕組み」を提供することで、従業員様は、割安な保険料で保険に加入することができます。是非、従業員様に「仕組み」のご案内をお願いいたします。
（従業員様向けチラシをご要望の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。）

法人等が保険料を負担し、従業員全員を一括付保する場合の保険料は、原則全額損金処理（福利厚生費）が可能です。
（くわしくは、税理士等にご相談ください。）

健康状態に関する告知方法は 個別告知 と 一括告知方式 があります。

企業による 一括告知方式 の場合(*)
従業員の方々からの個別告知は不要です!

(*)所定の条件を満たす場合。

加入手続きがより簡単! 診査なしで加入できます。

●役員・従業員ごとの個別告知のほか、一括告知方式を採用することができます。一括告知方式では従業員の方々からの個別告知は不要となり、企業の代表者による一括告知となります。そのため、加入手続きがより簡単。従業員が多数いる企業はより加入しやすくなりました。「普遍的加入要件」を満たすことにより、長く会社に貢献いただいている社員も補償対象にできます。

加入者の声 愛知県（商社業）

私の会社は従業員でもっているようなものです。福利厚生の一環で全国商工会議所の休業補償プランに全員加入したいと思いました。しかし、全国に支店があり、従業員一人一人から健康状態告知書をとるのは大変と思っていましたが、一括告知制度を利用したところ、一人一人から告知書をとる必要はなく、スムーズに手続きを進めることができ、とても助かりました。

加入者の声 静岡県（製造業）

全従業員に対する製造ラインでの事故のための補償として全国商工会議所の休業補償プランに全員加入したいと思いました。私の工場では従業員の出勤日や勤務時間帯がばらばらで、全員から告知書を取り付けるのはとても困難ですが、一括告知制度を利用したところ、とても簡単に手続きが出来ました。従業員に対しても安心して働ける環境を提供することが出来て、感謝しています。

しくみ

長期の場合も「**新ロングコース**」なら**最長70歳**まで（就業障害開始時の年齢が65歳～69歳の方は 最長5年間）**働けなくなった際の収入を補償**します。高年齢者雇用安定法の改正(*)に対応!

(*)「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正のことを言います。

ナイスパートナーの補償イメージ図

※有給･欠勤期間、公的保障に関係なく免責7日間の後、基本コースの保険金をお支払いいたします。
※下記はあくまで補償の概要を示したイメージ図です。健康時の所得水準、お勤めの会社の有給制度、保険金額等により下記図の構成が変わりますのでご注意ください。

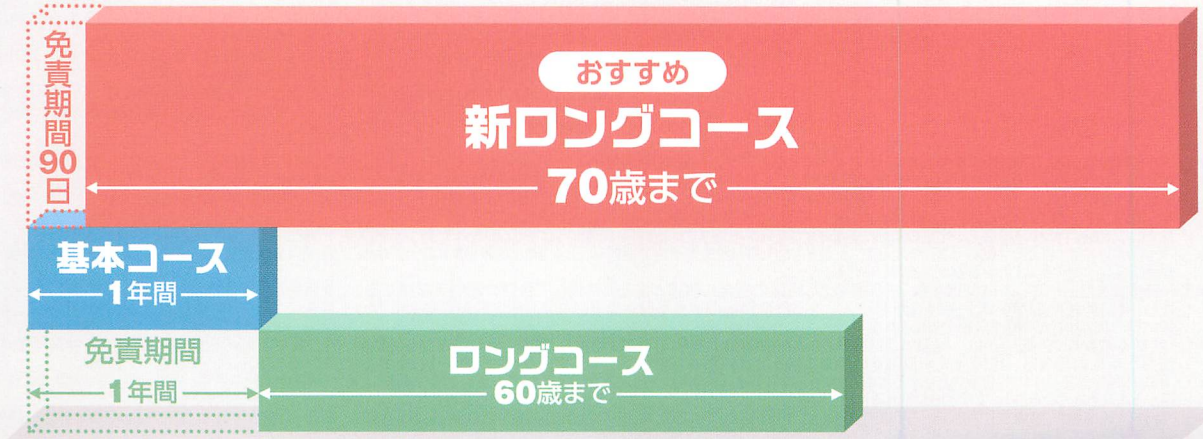

特長 加入方法は、次の4パターンから選択します。

❶ 新ロングコース のみ　❷ 基本コース のみ　❸ ロングコース のみ　❹ 基本コース ＋ ロングコース

おすすめ 新ロングコース

団体長期障害所得補償保険

1 最長70歳までロングに補償。
新規加入64歳、更新加入は69歳までご加入いただけます。（65歳～69歳の方は最長5年間補償）
病気やケガにより就業に支障が生じ、免責期間（90日）を超えてその状態が継続し、被保険者の経験･能力に応じたいかなる業務にも従事できない場合、てん補期間中の就業障害状態1か月につき、補償月額の全額をお支払い。

2 復帰後も、就業障害が残り、病気･ケガ発生前と比べて20%を超える所得喪失があれば所得喪失率に応じて補償!

3 精神障害も補償!（最長2年）
精神病性障害、人格障害等の精神障害が原因で就業障害となった場合も補償。

4 天災危険も補償!
地震･噴火･津波が原因のケガによる就業障害もサポート。

基本コース

所得補償保険

1 病気やケガで就業不能となった場合にあなたの所得を最長1年間補償（免責期間7日間）
新規加入74歳、更新加入は79歳までご加入いただけます。
＊1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

2 入院だけでなく、自宅療養（医師の治療を受けていること（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること）により全く働けない場合）**も補償**
※家事従事者の場合は、入院時のみの補償

3 家事従事者の方もご加入OK!
会員および会員の従業員の配偶者で日頃家事に従事されている方もご加入いただけます。（自宅療養期間は対象となりません。）

4 精神障害も補償!
精神病性障害、人格障害等の精神障害が原因で就業不能となった場合も補償。

5 天災危険も補償!
地震･噴火･津波が原因のケガによる就業不能もサポート。

ロングコース

団体長期障害所得補償保険

1 最長60歳までロングに補償。（免責期間365日。ただし、この期間は基本コースで補償）
新規加入59歳、更新加入は69歳までご加入いただけます。（55歳～69歳の方は最長5年間補償）
病気やケガにより就業に支障が生じ、免責期間（365日）を超えてその状態が継続し、被保険者の経験･能力に応じたいかなる業務にも従事できない場合、てん補期間中の就業障害状態1か月につき、補償月額の全額をお支払い。

2 復帰後も、就業障害が残り、病気･ケガ発生前と比べて20%を超える所得喪失があれば所得喪失率に応じて補償!

3 天災危険も補償!
地震･噴火･津波が原因のケガによる就業障害もサポート。

保険料

新ロングコース	基本コース	ロングコース
30%割引	51%割引	約33%割引

本制度は、商工会議所の団体契約ですので、団体割引の適用により割安な保険料です。

1.基本コースの職種タイプ1～3級について詳細は、取扱代理店にお問い合わせください。
2.高所作業者、舗装工、爆発物取扱作業者等の方の基本コース保険料は、下表とは別となりますので、取扱代理店にお問い合わせください。

●平成26年3月31日時点の満年齢の保険料をご覧ください。(割引適用済)

加入タイプ	おすすめ 新ロングコース		基本コース				ロングコース			
	男性【3型】	女性【4型】	【1型】			【2型】	男性【5型】	女性【6型】	男性【7型】	女性【8型】
	1口=補償月額(保険金額)1万円あたり		1口=補償月額(保険金額)1万円あたり				補償(保険金額)月額10万円		補償(保険金額)月額20万円	
職種タイプ(基本級別)	全職種共通(家事従事者は対象外)		1級	2級	3級	家事従事者	全職種共通(家事従事者は対象外)			
			事務職、営業職、管理職、小売卸店主(危険物を扱わない方)等	料理人、美・理容師、柔道整復師、小売卸店主(危険物を扱う方)等	自動車運転者、自動車整備士、大工(屋根、橋りょう等の大規模な作業に従事する者は除外)、配管工、溶接工等	パートでお勤めの方等、職業を有する場合は、基本級別が1級の方に限ります。				
満年齢(平成26年3月31日時点)	月払保険料(円)		月払保険料(円)				月払保険料(円)			
15～19歳	89	57	34	39	46	22	666	446	1,332	893
20～24歳	89	57	49	57	67	32	666	446	1,332	893
25～29歳	93	76	56	65	76	36	687	574	1,375	1,148
30～34歳	102	104	70	80	94	44	737	751	1,474	1,502
35～39歳	132	161	87	100	117	55	886	1,091	1,772	2,183
40～44歳	201	267	108	124	146	69	1,268	1,679	2,537	3,359
45～49歳	313	411	129	149	174	83	1,708	2,225	3,416	4,450
50～54歳	468	573	150	172	202	96	1,991	2,388	3,983	4,776
55～59歳	680	739	159	182	214	101	3,047	3,253	6,094	6,505
60～64歳	869	819	167	192	225	107	5,357	5,060	10,715	10,119

新ロングコース(免責期間90日)

保険料計算方法: 基本保険料 円 × 加入口数 □ = 月払保険料 円
(この他に制度維持費が加算されます。基本コース:50円 新ロングコース:100円)

記入例: 基本コース 39才 男性 営業職(職種タイプ1級) 加入口数30口の場合
基本保険料 87 円 × 加入口数 30 □ = 月払保険料 2,610 円
(この他に制度維持費が加算されます。基本コース:50円 新ロングコース:100円)

基本コース(免責期間7日)

加入口数:
- 新ロングコース: 申込日直前12か月の平均月間所得額(年収の1/12)の範囲内でお決めください。
- 基本コース: 被保険者(保険の対象となる方)おひとりにつき、**最低10口以上1口単位**でお申込みください。**(基本コースのみ:家事従事者は17口限度)** 申込日直前12か月の平均月間所得額(年収の1/12)の範囲内でお決めください。

ロングコース(免責期間365日)

保険料計算方法: ロングコースは、保険料表に記載の保険料が月払保険料となります。(このほかに制度維持費100円が加算されます。)
補償月額10万円[5型または6型]、20万円[7型または8型]のいずれかをお選びください。

※加入口数の設定にあたっては、就業不能となることにより支出を免れる金額、就業不能の発生にかかわらず得られる収入を除いてください。
※更新に際し、または保険期間(保険のご契約期間)の中途において、被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)にご連絡のうえ、補償月額(保険金額)の見直しについてご相談ください。

お支払例

短期の自宅療養から超長期の就業障害まで、働けなくなった際の収入を幅広く補償。

Case1 新ロングコース …20口(月額20万円)加入

中小企業経営者が脳梗塞で倒れた場合…

中小企業経営者のAさん(45歳)は、脳梗塞で入院し5年間全く働けませんでした。業務復帰しましたが、復帰後9年間体調が戻らず、以前と同じ時間働くことができなかった為、その間の所得は半分になりました。

お支払額は…

新ロングコース部分 ■免責期間……90日間 ■支払対象期間…13年9か月間

●免責期間90日経過後の4年9か月(全く働けなかった期間)
20万円×(12か月×4年+9か月)=1,140万円
●業務復帰後、9年間(所得半減の期間)
20万円×50%×(12か月×9年)=1,080万円

お支払総額 **2,220万円**

就業不能状態開始 ▼

免責期間(90日) | 新ロングコース(団体長期障害所得補償保険)〈4年9ヶ月(全く働けなかった期間)+9年(所得半減の期間)〉

4年9か月間 月額20万円 | 9年間 月額10万円

Case2 基本コース …30口(月額30万円)加入

料理店主(自営業者)が包丁を握れなくなったら…

中華料理店店主のBさん(自営業・55歳)は、調理中に包丁で中指の神経を切ってしまいました。通院治療で済みましたが、4月1日～6月22日(2か月22日間)まで全く働けませんでした。

お支払額は…

基本コース部分 ■免責期間……7日間(4/1～4/7) ■支払対象期間…4/8～6/7までの2か月間と6/8～6/22までの15日間の合計

30万円×2か月+30万円×15日/30日=75万円
※1か月未満の就業不能については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

お支払総額 **75万円**

就業不能状態開始 4/1 ▼ | 支払い開始日 4/8 ▼ | 治癒 6/22 ▼

免責期間 | 保険金支払対象期間(就業不能期間)〈4月8日～6月22日〉

就業不能状態である期間〈4月1日～6月22日〉

*上記は当社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

付帯サービス

会社で出来ないことをカバーする様々な付帯サービスのラインナップです。

「こころ」の健康サポート メンタルヘルスサポート

サービスの対象となるコース
新ロングコース
ロングコース

1 休業・職場復帰支援サポート
（訪問アドバイスサービス・電話相談サービス）

企業向け 平日 午前9時～午後5時

会社に合わせてアドバイスしてくれるから助かるよ！

従業員の皆様の休業・職場復帰支援に関する社内体制構築の一助となるように、産業看護職がご契約者（企業）の担当者様に対して休業者への対応方法や職場復帰へのルール整備について、訪問のうえ貴社の実状に合わせたアドバイスをさせていただいたり（訪問アドバイスサービス）、電話によりご相談にお応えいたします（電話相談サービス）。

※訪問アドバイスサービスはご契約者様毎に1回、電話相談サービスはご契約者様毎に年3回までのご利用とさせていただきます。

2 メンタルヘルス電話相談

従業員向け 平日・土曜 午前9時～午後9時

職場や人間関係のデリケートな悩みも相談できるのね

「気分がすぐれない」「やる気がしない」といったメンタルヘルスに関することから、職場や人間関係に関するお悩みまで、心理相談員等にお電話で幅広くご相談いただけます。

※ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、被保険者（保険の対象となる方をいい、法人は除きます。）または被保険者の配偶者・親族の方からの直接の相談に限ります。
※本サービスは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

3 メンタルヘルスパンフレット

従業員向け

従業員の皆様のメンタルヘルスに対する意識を高めるために、「こころ」の病の代表である、うつ病に関する情報を小冊子にまとめ、ご提供させていただきます。

※部数によっては有償でのご提供とさせていただくことがございます。

WINクラブにご加入いただくと…

メンタルケア・ホットライン

サービスの対象となるお客様 **WINクラブに加入したご加入のお客様**

■Web相談
■対面カウンセリング
■電話相談
■企業情報提供
■就業規則判断
■助成金診断
■法律・税務・人事労務インターネット相談

WINクラブにご加入いただいた皆様には企業経営をサポートするために専門家によるメンタルケア・カウンセリングサービスをはじめ、様々なサービスをご提供します。

※このサービスは、WINクラブにご加入いただいた方が対象となります。ナイスパートナーにご加入いただいている方は、別途、WINクラブのお申し込みが必要となります。
※詳細はWINクラブパンフレットをご参照ください。お問い合わせ・お申し込みは担当代理店までご連絡ください。

おからだの「もしも」のとき

メディカルアシスト（各種医療サービス）

■緊急医療相談
■医療機関案内
■がん専用相談窓口
■予約制専門医相談
■転院・患者移送手配（実費はお客様のご負担となります）

ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者、ご加入者（いずれも法人は除きます。）、被保険者（保険の対象となる方をいい、法人は除きます。）、またはご契約者、ご加入者もしくは被保険者の配偶者・親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。
本サービスは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

0120-708-110 24時間365日受付
携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

デイリーサポート

❶身の回りの法律(*) ❷身の回りの税金(*)
❸介護保険制度やケアプラン・各種介護関連事業者のご案内等介護全般
❹公的年金等の社会保険(*)
❺グルメ・レジャー・冠婚葬祭　等
❻介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報
（*）弁護士・社会保険労務士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者、ご加入者（いずれも法人は除きます。）、被保険者（保険の対象となる方をいい、法人は除きます。）、またはご契約者、ご加入者もしくは被保険者の配偶者・親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

0120-285-110
携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

❶❸❹平日 午前9時～午後5時
❷ 平日 午後2時～午後4時
❺ 平日 午前10時～午後4時

❻ホームページアドレス http://www.kaigonw.ne.jp/

〈メディカルアシスト・デイリーサポート共通〉
※本サービスの詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社までお問い合せください。
※本サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
※本サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。
※ご連絡いただいた際には、お客様の氏名、電話番号、団体名等を確認させていただきます。

補償内容の改定

平成26年3月31日始期契約より、
以下のとおり補償内容に改定があります。

骨髄採取手術に伴う入院の補償（所得補償保険のみ）

骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても保険金をお支払いします。なお、本改定に伴い保険料の改定は行いません。（「骨髄採取手術に伴う入院担保特約」を自動セットします。）

酒酔い運転免責の厳格化（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険）

従来は酒酔い運転を免責としていますが、酒気帯び運転を免責とする取扱いに厳格化します（酒に酔って正常な運転ができないという定性的な判断から、法律に基づく飲酒量という定量的な判断に変更します。）。

暴力団排除条項の導入（重大事由解除の明確化）（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険）

ご加入者、保険の対象となる方または保険金の受取人が暴力団等の反社会的勢力である場合には、保険会社が保険契約を解除することができ、解除する場合は保険金の全部または一部をお支払いしないことを約款に規定します。

POINT ナイスパートナーなら…

POINT 1

企業が保険料を負担し、全員加入の場合 **高度化する企業責任・メンタルヘルスケアに対応しています!**

休業すると収入減少に治療費の支出が重なって、生活が苦しい状態が続きます。
休業者の経済的不安の解消は、企業との労務トラブル回避につながります。

POINT 2

企業が保険料を負担し、全員加入の場合 **貴社の生産性の向上・業績向上に役立ちます!**

メンタルヘルスによる休業者の再発は企業にとって大きな課題です。また従業員数の少ない企業では、復職できずに退職する従業員の割合が高くなっています。「経済的不安の解消」は退職者を少なくすることができます。

POINT 3

病気やケガで働けない間の月々の所得を補償します!

病気・ケガにより就業不能になった場合、収入が大きく減少するため、「早く復職」したがり、病気の悪化⇒再休業となり結果的に会社にダメージを与えることもあります。本制度は安心してお休みいただける環境を提供します。

POINT 4

団体制度ならではの割安な保険料水準!

団体割引等の適用により、一般に契約するより最大51%（基本コースの場合。ロングコースは約33%・新ロングコースは30%）割安に加入できます。

POINT 5

一般に契約できない保険です! (*)ロングコース・新ロングコース

ロングコース・新ロングコースは団体長期障害所得補償保険（GLTD Group Long Term Disability）。文字通り団体（Group）しか加入できない保険です。

POINT 6

充実した付帯サービスをご用意しています!

精神科医による電話相談や、臨床心理士による対面カウンセリングなど「こころ」の健康を協力にサポート!
（WINクラブに加入の場合。）さらにロングコース・新ロングコースには休業・職場復帰支援サポートが自動付帯になっています。

POINT 7

あんしんの24時間補償!

就業中のみならず就業外での病気・ケガまで補償。まさに頼れる制度です。

POINT 8

天災もサポート!

いつどこで発生するかわからない天災。ナイスパートナーなら天災が原因のケガによる就業不能・就業障害も補償します（自動付帯）。

POINT 9

従業員全員の告知は不要。加入時は簡単・スピーディ! (*)従業員10名以上の企業で全員加入の場合

従業員が10名以上の場合、全員の告知を一人ずつしていただくのは大変。本制度は一括告知制度を導入しましたので、所定の条件を満たす場合は加入時に代表者に一括して告知いただくだけで手続きができます。

POINT 10

ご加入の際の医師の診査は不要です!

所定の告知書にご記入いただくことによって加入できます。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、引受保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。

POINT 11

入院はもちろん自宅療養もカバー!

【基本コース】治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていること（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること）により、全く働けない場合に保険金をお支払いします。
※家事従事者の場合は、入院時のみの補償となります。
【ロングコース・新ロングコース】入院に限らず、通院、自宅療養、リハビリテーション中も保険金お支払いの条件を満たしている限り、お支払いの対象となります。

POINT 12

保険料は全額損金処理が可能です。 (*)従業員全員が加入する場合。

詳細は最寄の税務署もしくは税理士にご相談ください。

所得補償保険

団体所得補償保険制度
補償のあらまし

基本コース

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金等の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金（基本契約）	被保険者（保険の対象となる方）が、保険期間中（保険のご契約期間中）に、ケガまたは病気によって就業不能*1となり、その期間が免責期間*2を超えた場合*3	所得補償保険金として、次の金額が支払われます。 ［支払額］＝就業不能期間（月数）*4×保険金額（ご契約金額） ※保険金額が被保険者（保険の対象となる方）の平均月間所得額*5（家事従事者特約をセットした場合は171,000円となります。）を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気により生じた就業不能*1 ●闘争行為や自殺行為・犯罪行為によるケガまたは病気により生じた就業不能*1 ●麻薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気により生じた就業不能*1 ●戦争、内乱、暴動等によるケガまたは病気により生じた就業不能*1*6 ●核燃料物質の有害な特性等によるケガまたは病気により生じた就業不能*1 ●妊娠、出産、早産または流産によるケガまたは病気により生じた就業不能*1 ●妊娠または出産により生じた就業不能*1 ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるケガにより生じた就業不能*1 ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないものにより生じた就業不能*1 ●被保険者が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害により生じた就業不能*1（ただし、セットされる精神障害担保特約の対象となる精神障害についてはお支払いの対象となります。） ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っているケガや病気による就業不能*1*7*8 ●就業不能*1の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院担保特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能*1　等

*1.「就業不能」とは：①家事従事者特約をセットしない場合　ケガや病気の治療のための入院*9、または入院以外で医師の治療を受けていること（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること）により、加入依頼書等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。
②家事従事者特約をセットする場合　ケガや病気の治療のための入院*9（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院）により、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。
ただし、上記いずれの場合も、死亡した後、あるいは病気またはケガが治ゆした後は、いかなる場合であっても就業不能とはいいません。
*2.「免責期間」とは：継続して就業不能である日数で、契約により取り決めた一定の期間（7日）を指し、就業不能になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。
*3.骨髄移植を目的とする骨髄採取手術（被保険者が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。骨髄採取手術に伴う入院担保特約が自動セットされます。
*4.「就業不能期間（月数）」とは：「契約により取り決めた保険金お支払い期間（免責期間終了日の翌日からの期間）内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。
*5.「平均月間所得額」とは：免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得（加入依頼書等記載の業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。）の平均月額をいいます。
*6.「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガや病気は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
*7.初年度契約の保険始期時点で、既に被っているケガや病気による就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払い対象とします。
*8.就業不能の原因が告知対象外のケガや病気であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。
*9.「入院」とは：医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

団体長期障害所得補償保険

団体長期障害所得補償保険制度
補償のあらまし

ロングコース　**新ロングコース**

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

保険金等の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	被保険者（保険の対象となる方）が日本国内または国外においてケガまたは病気（あわせて以下「身体障害」といいます。）を被り、その直接の結果として就業障害*1となり、その就業障害が免責期間*2を超えて継続する場合	てん補期間*3中の就業障害である期間1か月に対して次の金額が支払われます。 ［支払額］＝保険金額*4×所得喪失率*5 ※保険金額が平均月間所得額*6を超える場合は、平均月間所得額を保険金額として支払保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※弊社は被保険者が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。弊社はその協議の結果として社会通念上被保険者の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。	たとえば、次のような原因により生じた就業障害については保険金をお支払いできません。 ①ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害 ②自殺行為・犯罪行為・闘争行為によって被った身体障害 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害 ④戦争、内乱、暴動によって被った身体障害*7 ⑤核燃料物質の有害な特性等によって被った身体障害 ⑥上記④、⑤に随伴して生じた事故によって被った身体障害 ⑦妊娠、出産、流産によって被った身体障害 ⑧無免許運転、酒気帯び運転中に生じた事故によって被った傷害 ⑨むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑩被保険者が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害（ただし、セットされる精神障害担保特約の対象となる精神障害については2年を限度にお支払いの対象となります。） ⑪発熱等の他覚的症状のない感染　等

*1「就業障害」とは：〈免責期間中〉身体障害を被り、下記①～③のいずれかの事由により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態をいいます。
①その身体障害のために、入院していること　②その身体障害につき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること　③その身体障害により、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
〈てん補期間開始後〉身体障害を被り、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超である状態をいいます。
①その身体障害のために、入院していること　②その身体障害につき、医師の治療を受けていること　③その身体障害による後遺障害が残っていること
なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
*2「免責期間」とは：継続して就業障害である、あらかじめ取り決めた一定の期間（ロングコース:365日　新ロングコース:90日）をいい、就業障害になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。
*3「てん補期間」とは：免責期間終了日の翌日から起算する一定の期間（ロングコース:満60歳の誕生日まで（就業障害開始時点で満年齢が55歳～69歳の方は5年間）、新ロングコース:満70歳の誕生日まで（就業障害開始時点で満年齢が65歳～69歳の方は5年間））をいい、保険金をお支払いする期間は、この期間をもって限度とします。
*4「保険金額」とは：支払基礎所得額×約定給付率（100%）をいいます。
*5「所得喪失率」について：身体障害により全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

$$1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があったときは、公正な調整を行うことがあります。

*6「平均月間所得額」とは：就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。
*7「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による身体障害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

◆お支払いの対象となる精神障害一覧

※平成6年10月12日総務庁告示第75号第V章　精神及び行動の障害
F04 器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの／F05 せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの／F06 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害／F07 脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害／F09 詳細不明の器質性又は症状性精神障害／F20 統合失調症／F21 統合失調症型障害／F22 持続性妄想性障害／F23 急性一過性精神病性障害／F24 感応性妄想性障害／F25 統合失調感情障害／F28 その他の非器質性精神病性障害／F29 詳細不明の非器質性精神病／F30 躁病エピソード／F31 双極性感情障害（躁うつ病）／F32 うつ病エピソード／F33 反復性うつ病性障害／F34 持続性気分（感情）障害／F38 その他の気分（感情）障害／F39 詳細不明の気分（感情）障害／F40 恐怖症性不安障害／F41 その他の不安障害／F42 強迫性障害（強迫神経症）／F43 重度ストレスへの反応及び適応障害／F44 解離性（転換性）障害／F45 身体表現性障害／F48 その他の神経症性障害／F50 摂食障害／F51 非器質性睡眠障害／F53 産じょく（褥）に関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの／F54 他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因／F59 生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群／F60 特定の人格障害／F61 混合性及びその他の人格障害／F62 持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの／F63 習慣及び衝動の障害／F68 その他の成人の人格及び行動の障害／F69 詳細不明の成人の人格及び行動の障害／F84 広汎性発達障害／F88 その他の心理的発達障害／F89 詳細不明の心理的発達障害／F91 行為障害／F92 行為及び情緒の混合性障害／F95 チック障害／F99 精神障害、詳細不明

ご加入内容に関する大切なお知らせ

＊現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、本パンフレット等に記載の保険料・改定後の補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。
※その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店までご連絡ください。なお、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の［ご加入内容確認事項（意向確認事項）］にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

⚠ 必ずお読みください

1. ご加入にあたって

①保険金額は、平均月間所得額の範囲内で設定してください。なお、家事従事者特約をセットされている場合には、15口以内で設定してください。くわしくは代理店または東京海上日動火災保険（株）にご相談ください。

②＜所得補償保険＞＜団体長期障害所得補償保険＞この保険契約の被保険者が加入日（この保険契約の初年度契約および継続契約を通じて初めてこの保険契約の被保険者となった日。ただし、脱退後、再加入した被保険者については直近の再加入日。）から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日前に、医師等の治療、診察、診断を受け、または治療のために服薬をしていたとき、あるいは、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、引受保険会社は保険金を支払いません。

③過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、東京海上日動火災保険（株）の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。また、所得補償保険については更新をご希望の場合も上記と同様のお取扱いとなります。

2. ご加入の際のご注意

①告知義務（ご加入時に代理店または東京海上日動火災保険（株）に重要な事項を申し出ていただく義務）等

・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（東京海上日動火災保険（株）の代理店には告知受領権があります。）。告知事項は、以下の事項となります。

●所得補償保険は被保険者（保険の対象となる方）の生年月日、団体長期障害所得補償保険は被保険者（保険の対象となる方）の生年月日および性別
●被保険者のお仕事の内容（所得補償保険のみ）
●被保険者の健康状態（新規加入または更新時に補償内容を拡充される場合のみ）
●他の保険契約等＊を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）。

＊保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

・加入される方（団体の構成員）の氏名（ふりがな）についてもあわせてご確認いただきますようお願いします。

②所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは、平均月間所得額を限度として保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。ただし、家事従事者特約をセットされている場合は、平均月間所得額を171,000円とします。

③保険料控除：本保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。（平成24年10月現在）

④更新してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または東京海上日動火災保険（株）まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成26年3月31日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意願います。

⑤加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点の加入内容にて更新されます。

3. 口座引落し不能の場合

口座残高不足等の理由により、引落しができなかった場合、翌月に2か月分をお引落しいたします。2か月連続で引落しできなかった場合には、最初の引落し不能日付で自動解除となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落しから2か月連続で引落しできなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。（ご加入取消）

4. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

第2回目以降の分割保険料は、払込期日までにお支払いください。払込期日（口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。）までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害等に対しては保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除させていただく場合があります。

5. ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管：加入の翌月下旬頃までに加入の覚えとして加入者証を送付いたします。加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または東京海上日動火災保険（株）までお問い合わせください。

②通知義務（ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または東京海上日動火災保険（株）に連絡していただく義務）

・加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または東京海上日動火災保険（株）にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。

●被保険者のお仕事の内容（所得補償保険のみ）＊

＊お仕事をやめた場合、家事従事者としてご加入されている方が新たにお仕事に就いた場合を含みます。

③保険期間（保険のご契約期間）の中途において被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、ご加入の代理店または東京海上日動火災保険（株）にご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。

④次回更新時の注意事項：保険金請求状況や健康状態、年齢等によっては、次回以降ご加入の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。ご加入時に特定の疾病等を補償対象外としてお引受けした場合であっても、新たに「健康状態告知書質問事項」のすべての質問事項について告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を補償する加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや特定の疾病等が新たに補償対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

⑤ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただく場合には、念のため、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

6. 就業不能・就業障害（＝保険金支払い対象）のご連絡

①保険の対象となる就業不能または就業障害が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または東京海上日動火災保険（株）にご連絡ください。

②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

④保険金を請求される場合には、原則として所得を証明する書類をご提出ください。

7. 保険金受取人について

本制度の保険金は、被保険者に直接お支払いします。法人等を保険金受取人に指定することはできません。

8. 適用保険料の変更について

団体割引率30%は、補償対象者が10,000人以上の場合の金額です。ご加入者数が9,999人以下となった場合には、保険料を修正させていただきます。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

●この保険契約は、日本商工会議所を契約者とする商工会議所会員向け所得補償保険・団体長期障害所得補償保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本商工会議所が有します。「ナイスパートナー」は、本制度のペットネームです。

●保険の対象となる方は、商工会議所会員および商工会議所会員である事務所に勤務されている方（基本コースの場合のみその配偶者の方（家事に従事されている方）も含みます）に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。また、家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方（炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方）で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級である方に限ります。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご通知ください。

代理店は東京海上日動火災保険（株）との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険（株）と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは所得補償保険・団体長期障害所得補償保険の概要をご紹介したものです。詳細はご契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款・協定書・特約書によります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款は必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

商工会議所名

お問い合わせ先

E14-82300（8）改定201401
07FF-4952-B07558-201312